

## 尾花沢市議会基本条例(素案)のパブリックコメントの結果及び回答

意 見	回 答
<p>日本国憲法第99条には、公務員の憲法尊重擁護の義務が定められています。ところが、山形県議会では、私の知る限り、2回にわたって憲法を変える要望や意見を国に提出しております。</p> <p>1 尾花沢市議会におかれましては、このようなことの無いようにしていただきたいと存じます。このような観点から、条例(素案)第3条(3)として「日本国憲法を尊重し擁護する」趣旨の文言を追加していただくようお願いいたします。</p>	<p>日本国憲法第99条には、憲法尊重擁護の義務が定められ、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員や私たち市議会議員も遵守しなければならない最高法規であり、基本条例に改めて明文化している自治体は見当たらない状況にありますので、本市も同様の対応としたいと考えています。</p> <p>ただし、ご指摘の国会議員や国務大臣などが憲法改正を唱え、議論することにつきましては、憲法改正自体が認められており、原則として本条に反するものではないものと解釈しています。</p>
<p>2 議会基本条例に問題なきかと思いますが、研修の時の個人々の行動や言動を守り資質を向上させ、市全体の代表である事を増々遂行し発展させるべき。</p>	<p>ご意見いただきました通り、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために市民の負託に応え、市民生活の向上や市民福祉の増進及び豊かで文化的なまちづくりの実現に向け、資質の向上に努めていきます。</p>
<p>3 議員の定数は市の人口減少にともない減らすべきである。</p> <p>人口減に伴い市会議員の数を少なくしてはいかがですか。</p>	<p>本市の議員定数は、人口1,000人に一人の議員を目安にして、これまで定数の削減を行って現在14名としています。今後とも人口の急激な減少を踏まえつつ、見直しをしていかなければなりません。人口2,939人の大蔵村の議員定数は10人であり、議会機能が十分に発揮できるようにするためには、一定の議員定数の確保も必要と考えます。今後、市民の皆さまのご意見をいただきながら、議論してまいります。</p>

意 見	回 答
4 議員1人1人が他市町村より、年間に1名程度の嫁さんを紹介する様にする。	深刻な人口減少を少しでも緩やかにするために、出会いの場やお引合わせをサポートするよう努めてまいります。
5 現在の選挙投票所が35ヶ所とホームページにありますが期日前投票を利用する方が増えている中で35ヶ所もいらなと思います。投票所を少なくすることを望みます。	本市でも期日前投票が定着したため、投票所の投票時間を午後7時に繰り上げられました。今後は、投票所の個所数についても、地元の意向を踏まえながら見直しされるよう、選挙管理委員会に具申してまいります。
6 世の中はデジタル化を早く早くと進んでいますが、尾花沢市の高齢者は40%となっています。いずれデジタル化を受け入れなければなりません、都会に合わせないで住み良い尾花沢になるためにゆっくりと進めて下さるようお願いいたします。	私たちの市議会も、議会改革の一つとしてタブレットを導入しデジタル化を進めています。社会がものすごい勢いでIT化されている半面、スマホが使いこなせず取り残される「デジタル弱者」の問題なども深刻化しており、重要なお知らせ等は紙面で周知するなど、ご高齢者の皆さんにも十分に配慮する必要があると考えます。
7 条例に含めるのか施行規則にするのかはわかりませんが、請願の紹介議員は、所属委員会の有無に関係なくオープンにできるように！	請願の審査は、総務文教常任委員会か産業厚生常任委員会に委ねられます。従って、公平に審査するうえで自分が審査する案件を紹介することができない仕組みとなっていることをご理解願います。
8 請願者が説明し質疑もうけられるように！ 県内他議会でもやっていますので、尾花沢でやれない理由を公表してほしい。	本条例にも「議会または委員会は、必要に応じて紹介議員からの請願趣旨の聴取及び請願提出者の趣旨説明の機会を設けることができる。」としています。ただし、説明の機会を設けるかどうかは必須要件ではなく、議会や委員会に委ねられています。

	意 見	回 答
9	<p>次回このような書面の確認を取る機会があれば、注釈をつけて、この書面では読み取れない部分（例：〇〇条例〇〇号）を表記していただけるともっと吟味し易いのではないかと思います。皆が皆法学部を出ているわけではないですし、「できたからとりあえず見てもらおう」という姿勢は良いと思いますが「まあ、言うことなんてないでしょう」という気持ちを少なからず受け取ってしまいます。</p> <p>市民の意見を反映すると書面では書いても配慮が不足しているせいでその気持ちを蔑ろにしてはもったいないです。</p>	<p>今回の条例を作る上で、一番最初に申し合わせした点は、「である」体を「です・ます」にするなど、市民の皆さんにできるだけわかりやすい文章にしようということです。そして、常に見直しをすることも申し合わせました。具体的なご指摘をいただければ検討いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
10	<p>重要な決め事となると文面が堅苦しい物になりがちですが、市民が、国民が理解し易いように時代に合わせて見易く作ることも世の中が良くなる為の1歩かなと思います。</p> <p>素人なので僕から思うことは単に”読みづらい”です。</p>	<p>条例や規則などの文面は、どうしても専門用語が多くなり、ご指摘の通り堅苦しく、また読みづらく申し訳ありません。議会としても、見やすく、理解しやすい表現に改める努力をしてみたいと思いますので、今後ともご意見をいただきますようお願いいたします。</p>
11	<p>第2章 議会・議員の活動原則</p> <p>①第2条（2）の、<b>政策提言等</b>とあるが、<b>等</b>には政策提言、政策立案以外のものも含まれているのか曖昧。</p> <p>②（2）の、<b>監視及び評価</b>とあるが、誰がどのような形で監視と評価をするのか。</p> <p>③（3）<b>議員相互の自由な討議を重んじます</b>。とあるが、<b>自由な討議</b>にはどんなことを発言してもいいのか。</p>	<p>①「政策提言等」は、「政策立案や政策提言」を指しています。</p> <p>②「監視及び評価」については、市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて市長等の事務を監視し、本会議や各常任委員会並びに予算、決算特別委員会等において、政策の効果を適切に評価することを指しています。</p> <p>③「議員相互の自由な討議」については、常任委員会をまたぐような政策課題などについて、個々の議員の考え方を述べ合ったり、テーマに沿った講師を招いて自由に意見を述べ合える機会を作っていきたいと考えています。</p>

	回 答
<p style="text-align: center;">意 見</p> <p>第3章 市民との関係</p> <p>①第4条 <b>市民と自由に情報及び意見を交換する場を1年に1回以上設置し</b>とあるが、いつ、どのような形で意見交換の機会を設けるのか。また、その内容などを議会だより等で公表するのか。</p> <p>12 ②第8条 <b>市民からの請願及び陳情の申し出が適当と認められる場合には</b>とあるが、誰がどの様にして、適当と判断し認めるのか。</p> <p>③<b>必要に応じて紹介議員からの請願趣旨の聴取及び請願提出者の趣旨説明の機会を設けることができる</b>とあるが、必要に応じてとはどのような場合の時なのか。</p>	<p>①「市民と自由に情報及び意見交換する場を1年に1回以上設置し」とありましたが、さまざまな議論がなされ、具体的な方法については今後さらに検討することとなりました。</p> <p>「意見を交換する機会」については、市内の地域住民や団体と話し合いを行い、政策立案や政策提言に結び付けていきたいと考えています。できるだけ一方通行にならないよう、意見を出しやすい雰囲気づくりにも努め、必要に応じて議会だよりなどで報告いたします。</p> <p>②「請願及び陳情の申し出が適当と認める場合」についてであります。議長は、道路改良などの場合は関係する地権者の同意書の添付を必要とする要件などについて精査をさせていただいています。今後とも、請願や陳情はできるだけ受け入れることを基本に対応してまいります。</p> <p>③「請願などの説明の機会」については、所管委員会が審査を行う際に必要な事項について説明できる紹介議員や提出者の出席を求めることができますとしています。</p>
<p>第6章 政治倫理・身分</p> <p>13 第23条 <b>議員の報酬改正に当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き</b>とあるが、直接請求による場合とは、どのような場合のことなのか。何の直接請求なのか。</p>	<p>地方自治法第74条第1項には、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。」としています。尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例で定める議員報酬の支給額の見直しについては、市民が直接請求できることを意味しています。</p>